

# 「家庭教育支援チームの在り方に関する 検討委員会」における審議の整理

平成26年3月

家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会

## 【目 次】

審議の整理のポイント	2
はじめに	3
1. 家庭教育に関する現状や課題	4
2. 家庭教育支援チームの役割・特性	5
3. 家庭教育支援チームの業務	7
4. 家庭教育支援チームの組織・運営	8
5. 家庭教育支援チームにおける人材養成	10
6. 家庭教育支援チームの在り方に関する 今後の検討課題	12
補足資料	15
参考資料	
家庭教育支援チームに関する調査結果	18
設置要綱	21
審議の経過	23

# 「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」 における審議の整理【ポイント】

## ○家庭教育に関する課題

### 身近な学びや相談の機会が乏しい

- ・保護者が、他者との交流の中で、家庭教育に関する生きた知識・ノウハウ、考え方を身につける機会が乏しい
- ・インターネット等の発展により、情報過多になり、必要な情報の取捨選択が困難

### 家庭と地域のつながりの希薄化

- ・社会に対して閉じた家庭教育は、保護者の過度な負担や、子供への過保護・過干渉につながりやすい
- ・経済的困難、虐待、不登校など家庭だけで解決できない課題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難となるケースもある

## ○家庭教育支援チームの業務・特性

- ・家庭教育支援チームは、保護者への寄り添い支援、家庭と地域・学校などとのつながり支援を行うために、主として以下のような業務が期待される

### ①保護者への学びの場の提供

- ・保護者に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応

### ②地域の居場所づくり

- ・地域資源を活用した、親子参加型の体験型プログラムの実施・情報提供や、日常的な交流の場の提供

### ③訪問型家庭教育支援

- ・地域社会から孤立した家庭に対して、家庭訪問等により、個別に情報提供や相談を行い、学びの場や地域社会への参加を促す

チームには、子育て経験者など保護者と同じ目線で寄り添う「**当事者性**」、地域の課題を共有し、地域の身近な存在としての「**地域性**」が重要であり、業務によっては、一定の「**専門性**」も望まれる

## ○チームの組織・運営・人材養成等

- ・チームは、その特性に応じた、組織・運営・人材養成が必要

### 組織・運営

- ・信頼性を高める観点から、活動拠点の確保のほか、チーム員の身分・活動内容の明確化や定期的な集まり等についての決まりも重要
- ・特に訪問型支援を行う場合には、トラブル防止の観点から、守秘義務など情報の取扱い、問題への対処の仕方等について最低限の方針やルール作りが必要

行政と連携したルール作りや取組の実施

### 人材養成

- ・都道府県等による専門的な研修の他にも以下のような研修が求められる
- ①地域単位での実践的な「**地域密着型**」の研修
- ②チーム員全体が、顔を合わせて行う「**グループ型**」の研修
- ③被支援者が支援者側に回る「**循環型**」の研修

家庭教育学級等を活用した新たな人材養成システムの検討

### 今後の検討課題

- ①保護者の学習プログラムの普及等、②多様な主体が参画するための取組、③訪問型家庭教育支援の手法
- ④新たな人材養成システム、⑤生活習慣づくりの支援、⑥支援の効果の検証及び普及啓発方策

全ての家庭において等しく主体的な家庭教育ができる環境整備を図る

## はじめに

- 近年、都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭教育が困難になっているとの指摘がなされるなど、社会全体による家庭教育支援の必要性が高まっている。こうした状況を踏まえ、文部科学省では、平成20年度より、すべての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」を核として、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、学習機会の確保が難しい保護者への支援を行ってきた。
- 文部科学省では、平成23年度に「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」を開催し、平成24年3月に「つながりが創る豊かな家庭教育」の報告書を取りまとめた。その中で、支援が届きにくい家庭に対して、地域人材を中心にきめ細やかな活動を組織的に行う仕組みを一層進めていくことが重要であり、家庭教育支援チームの体制をつくり、地域課題に応じた柔軟な取組が大切との提言を受けている。
- 本提言も踏まえて、平成25年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画でも、「家庭教育支援チーム」型の支援を促進すること等が記載された。
- 現在、全国で400近くの家庭教育支援チームが活動しているが、今後、家庭教育支援チームによる支援を更に普及し、より効果的な取組を促進するため、本検討委員会を開催し4回にわたって集中的に審議を行い、「審議の整理」として取りまとめた。本整理を踏まえ、今後とも家庭教育支援の在り方について引き続き議論が行われることを期待する。

## 1. 家庭教育に関する現状や課題

- 家庭教育については、地縁・血縁関係の希薄化により、①保護者が他者との協働や交流の中で生きた知識・ノウハウを身につける機会が乏しい、②社会に対して閉じた家庭教育が、保護者の過度な負担、子供への過保護・過干渉、困難家庭の孤立化を招きやすい、といった課題がある。

### (1) 家庭教育における保護者の役割

- 教育基本法第10条に規定されているとおり、保護者は子供の教育について一義的な責任を有しているものであり、家庭教育は、保護者による主体的な取組によって行われるものである。
- 家庭教育は、子供が、基本的な生活習慣、豊かな情操、基本的倫理観、自立心・自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を果たすものであるが、子供に対する意図的な働きかけだけではなく、保護者の価値観や考え方に基づいて日常的な行為やコミュニケーションを通じて行われる場合も多い。

### (2) 家庭教育に関する知識等に関する課題

- こうした家庭教育を担う保護者は、祖父母や近くに住む地域住民など他者との交流の中で、子育て・家庭教育に関する生きた知識・ノウハウを身につけ、また、子育てに関する自らの考え方を形成してきた。
- しかしながら、昨今、地縁・血縁関係が希薄化してきたことにより、保護者自身が、他者との交流の中で、子育て・家庭教育に関する生きた知識・ノウハウを身につけたり、子育て・家庭教育に関する自らの考え方を形成する機会が乏しくなっているとの指摘がある。
- そのような中、近年、インターネット等の発展により、子育て・家庭教育に関する様々な情報に触れる機会が増えたが、そのことにより、かえって情報過多になり、自らの子育て・家庭教育に当たって、真に必要な情報の取捨選択ができなくなっている保護者もいるとの指摘もある。

### (3) 家庭と地域に関する課題

- また、地縁の弱まりによって家庭と地域のつながりが希薄化することによって、家庭が孤立化し、社会に対して閉じた保護者だけによる家庭教育は、保護者の過度な負担になるだけではなく、子供への過保護・過干渉にもつながりやすいといった指摘もある。

- さらに、地域社会から孤立した家庭においては、経済的困難、虐待、不登校など様々な困難が生じた場合に、保護者だけで解決できず、問題を抱え込んでしまうことで、主体的な家庭教育ができなくなっているケースもあるとの指摘もある。

## 2. 家庭教育支援チームの役割・特性

- 家庭教育支援チームは、全ての家庭において等しく主体的な家庭教育ができる環境整備を図るため、①保護者への寄り添い支援、②家庭と地域とのつながり支援、③家庭と学校など関係機関とのつながり支援、といった役割が期待される。
  - こうした役割に応じて、チームは、「当事者性」、「地域性」、「専門性」といった特性を持っていることが重要。
- 家庭教育は、それぞれの家庭の自主性に基づいて行われるものであるが、地域の状況や各家庭を取り巻く環境に関わらず、全ての家庭において等しく主体的な家庭教育ができる環境整備を行うことが重要である。
  - 特に、経済的困難、虐待、不登校など様々な問題を抱える家庭に対しては保健福祉関係機関や学校などによるサポートがあるが、保健福祉関係機関や学校などによるサポートだけでは限界があるとの指摘もある。
  - また、講座の提供や家庭教育支援に関わる場の提供だけでは、本当に支援を必要としている家庭の参加が十分ではない、といった課題もあげられる。
  - このため、全ての家庭において等しく主体的な家庭教育ができる環境整備を行うに当たって、家庭教育支援チームが、学校や行政機関と異なる立場で、問題や悩みを抱えた家庭が、日常的に、身近で気軽に相談ができる存在として、家庭における問題が重篤化する前に予防するとともに、重篤なケースの場合には速やかに関係機関につなぐ役割が期待される。
  - こうした役割を果たすため、チームは、子育て当事者や子育て経験者など保護者と同じ目線で寄り添う「当事者性」を持っていることが必要と考えられるが、このほかに、地域の課題を共有し、地域の身近な存在としての「地域性」も重要である。  
さらに、業務によっては、一定の「専門性」を有していることが望ましい場合もあると考えられるが、こうしたチームの特性は、それぞれのチームの具体的な役割や業務によって考えていく必要がある。
  - 具体的には、チームに次のような役割が期待される。

### (1) 保護者への寄り添い支援

- 行政的な視点ではなく、子供が成長するまで保護者と同じ目線で寄り添う役割が期待される。保護者が家庭において、それぞれの主体性や自主性に基づいて家庭教育を行うに当たって、様々な家庭教育・子育て情報の提供や悩みを聴いたり、相談対応など親に寄り添うとともに、保護者の親としての育ちを支援する役割が期待される。(当事者性)

### (2) 家庭と地域とのつながり支援

- その地域における現場的な課題や問題意識を共有できる身近な地域の存在として、保護者を支援する役割が期待される。家庭教育を行うに当たって、保護者の過度な負担軽減や孤立化の防止、また、子供が社会的規範を身につけていく上において、地域団体や、公民館等の公共的施設、企業、NPO等の地域資源を活用しつつ、地域とのつながりの中で家庭教育を行う意義は大きいと考えられる。  
しかしながら、地縁が希薄化しつつある地域社会において、家庭が独自に地域とつながろうとする場合、それぞれの家庭における主体的・意識的な取組が必要となる。このため、家庭教育支援チームには、孤立しがちな家庭が、地域とつながろうとする場合に、地域目線で、それを助ける役割も期待される。(地域性)

### (3) 家庭と学校など関係機関とのつながり支援

- 子供の健やかな成長のためには学校などの関係機関と家庭が連携して教育を行うことも重要であり、家庭教育支援チームには、例えば、家庭への訪問型支援を通じて、地域の立場から、学校における子供の状況を家庭に伝え、また、家庭の状況を学校に伝えるなど両者をつなぐ役割も期待される。(専門性)
- また、家庭やその構成員の社会・経済状況や精神・身体的状況は様々であり、教育行政だけでは対処できないケースも多いと考えられる。このため、学校、教育委員会だけでなく、保健福祉関係機関などが子供の発達段階に応じて連携協力をして対応することが求められるが、家庭教育支援チームは、家庭とこうした関係機関をつなぐ役割も期待される。(専門性)
- この場合、チームとしては、行政機関の立場ではなく保護者の立場に立ち、保護者の代弁者として対応すること、地域の人材として地域目線で対応することが必要と考えられるが、関係機関と連携するためには一定の専門性を有していることが望ましい場合もあると考えられる。(当事者性、地域性、専門性)

### 3. 家庭教育支援チームの業務

● 家庭教育支援チームの役割を達成するに当たっての主な業務として、①保護者への情報や学びの場の提供、②地域における親子の居場所づくり、③訪問型家庭教育支援、といった業務が期待される。

○ 実際の家庭教育支援チームの取組は、地域の実情やチームの体制等によって様々であり、チーム員の得意分野や創意工夫を生かした取組が行われることが期待されるが、チームにはその役割を達成するに当たって、例えば、主に次のような業務を行うことが期待される。

#### (1) 保護者への情報や学びの場の提供

○ 保護者に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応、また、こうした場を提供するために必要なマネジメントを行う。あわせて、これから親になっていく子供や若者たちを対象とした学習機会の提供も重要である。なお、この場合、講座やHP、情報誌等により情報・知識・ノウハウを提供するだけでなく、既存の学習プログラムなども活用しながら、ワークショップ型の講座や、プログラム型の講座など地域の子供を持つ保護者同士で、共に学び合うことができる場の提供も重要である。

#### (2) 地域における親子の居場所づくり

○ 地域とのつながりの中で家庭教育ができる環境整備を行うために親又は親子のための居場所づくりを行う。

具体的には、①ボランティア活動、仕事体験、スポーツ・アウトドア活動や親子料理教室、読み聞かせなど、地域資源を活用した、親子で参加できる様々な体験型プログラムの企画・立案・実施・情報提供、②乳児の頃から、子育て家庭が他の子育て家庭や地域と関わりがもてるような、気軽な集い・語らいの場となるカフェ形式などの日常的な交流の場の提供、③これから親になっていく子供や若者たちを対象とした、乳幼児とのふれあい体験、などを行う。また、こうした場を提供するためのマネジメントも重要である。

その際、保護者自らがこうした地域資源の形成やプログラムの企画等に参画することを促すことも望ましい。

なお、学びの場の提供と地域における居場所づくりは、併せて実施されることも多く、企画立案、実施場所の確保や保護者への周知などについて、学校と連携しながら実施することも効果的である。

#### (3) 訪問型家庭教育支援

○ 地域社会から孤立し、様々な問題を抱え、主体的な家庭教育ができなくなっているおそれのある保護者に対しては、家庭訪問等により、直接、家庭に働きかけ、個別に

情報提供したり、学校のほか、保健福祉部局など関係機関と連携して、困難を軽減し、学びの場や地域社会への参加を促す取組も重要である。

特に、訪問型支援を行うに当たっては、全ての子供や家庭を対象とし、状況を把握している保健所や学校などと連携して行うことが望ましい。

また、チーム員が自ら訪問を行うだけでなく、他の子育て・家庭教育支援団体や支援者と連携して家庭訪問等の支援のネットワークを広げることも効果的と考えられる。

#### 4. 家庭教育支援チームの組織・運営

- 家庭教育支援チームは地域人材を中心とした自主的な集まりであるが、チームの信頼性を高め、継続的な支援を行う観点から、活動拠点の確保のほか、チーム員の身分・活動内容の明確化や定期的な集まりなどについて決まりを作っておくことも重要。
- 特に、相談業務や訪問型支援を行う場合には、トラブル防止の観点から、守秘義務など情報の取扱い、問題への対処の仕方等について最低限の方針やルール作りが必要。
- チームの立ち上げ、人材養成、ルール作り、拠点確保等には、行政が関わっていることが多い。また、信頼性を確保しつつ安定的に運営していくためにも行政による関わりが重要。
- 他の支援団体とネットワークを形成したり、学校など関係機関と連携を深めていくことも重要。

##### (1) 家庭教育支援チームの組織

- 家庭教育支援チームが組織化される経緯は地域において様々ではあるが、一般的には都道府県や市町村における養成講座を受講した子育てサポーターのリーダー的存在が学校や行政機関における相談支援活動などをきっかけにして、他の子育てサポーター等とともに、チームとして組織化されることが多いと思われる。
- 個人での活動ではなく、チームとして活動することで、チーム員が共に考え、支え合い、また新たな人材を迎え入れることで、各人の得意分野や創意工夫を生かし、地域に根ざした持続可能な活動が可能になると考えられる。
- また、現在活動しているチームの半数以上が事務スペースや日常的に相談活動などを行う場を持っていないが、学校や公民館などに拠点を持つことで、子育て家庭が他の子育て家庭や地域とのかかわりを持てるような日常的な居場所になり、関係機関や保護者からの信頼を高め、より効果的で継続的なチーム支援を行うことが可能になると考えられる。

## (2) 家庭教育支援チームの運営・業務のルール作り

- チームとしては、必ずしも法人格を有している必要はないが、チームとしての信頼性を高める観点から、例えば、チームのメンバー、活動内容・場所、チーム員の身分・責務の明確化や、チーム員の定例的な集まりなどについて一定の決まりを作ること重要と思われる。
- 特に、相談業務や訪問型支援を行う場合、必ずしも専門的な支援をするものではなくても、家庭や関係機関とのトラブルを防止し、また、チーム員自身がトラブルに巻き込まれないために、例えば、守秘義務・個人情報への取扱い、身分証や名刺の準備、不必要な情報提供の抑制、相手から話を聞く姿勢、話を聞く時間や支援の期間、個別問題があった場合の対応の仕方、支援員同士の連携などについて、最低限の方針やルール作りは必要と考えられ、他のチーム等の先進的な取組例を参考にすることも有効と考えられる。

## (3) 家庭教育支援チームと行政の関わり

- 家庭教育支援チームは地域人材を中心とした自主的な集まりであり、自主的な組織化・運営を基本とするが、チームの立ち上げ、人材養成、ルール作り、拠点確保等に、行政が関わっていることも多い。  
また、チームの活動は基本的には地域のボランティア人材が中心になると思われるが、持続可能な取組を行うためには、行政による財政的支援が重要と考えられる。なお、チームに専門家が関わっているケースも多いが、支援内容によっては、有給での活用や専門家のキャリア展開の一つとして位置づけていくことも考えられる。
- チームとしての取組は、学校・各行政機関や家庭が抱える課題を踏まえて活動することにより得られる信頼がベースとなる。こうした信頼については、基本的には、行政機関・学校・家庭・地域などの関係者と目標や取組を共有し、それに向けてチームの日常的な活動を積み重ねる中で少しずつ得られていくものであると考えられる。
- さらに、こうした信頼を確保するためには、日常の活動に加えて、チームやチーム員について行政が何らかの公的な位置づけを与えることも有効である。  
行政の具体的な関わり方としては、チームのリーダーを行政が委嘱し、チーム運営はチームに任せるケースやチームの規約そのものに行政が関与しているケースなど様々であると考えられる。また、チームの取組についても、行政が事業主体となってチーム員に謝金等を払っているケースやチームそのものに行政が事業委託等を行っているケースなど様々と考えられる。

## (4) 家庭教育支援チームの連携・ネットワークづくり

### ① 既存の団体の活用・連携

- 家庭教育支援チームについては、新たに立ち上げるだけでなく、既に地域で活動している様々な子育て支援団体、サークル活動等を「家庭教育支援チーム」として

位置付けることで、行政とも連携したより多様な活動が可能になると考えられる。

- 家庭教育支援チーム同士、他の子育て・家庭教育支援団体等とのつながりを形成することで、すべての家庭が支援につながりやすい、より広範かつきめの細かい支援のネットワークを形成することが可能となる。大学や企業、NPO など行政以外の民間団体との連携についても検討していく必要がある。

## ②関係機関との連携

- 家庭教育支援チームが学校と連携することは重要であるが、この場合、例えば、  
①定期的な学校訪問や情報提供、②学校支援地域本部や学校行事等への参画、食育教室などの共同開催、③個別家庭への訪問支援、というように段階を踏んで、少しずつ学校との信頼関係を構築していくことも重要。また、教員OB、スクールソーシャルワーカー、PTA 関係者などの人材をチーム員とすることで、学校との信頼関係を作っていくことも有効と考えられる。
- 地域の状況やチームの活動内容によっては、学校や教育委員会だけではなく、児童相談所、市町村の子供相談窓口等の専門機関との連携も重要となるが、家庭教育支援チーム、教育委員会、学校のほか、保健福祉機関などの関係者が定期的に情報交換を行う体制作りについても検討が必要と思われる。この場合、チーム員が、学校のケース会議に参加したり、学校運営協議会や要保護児童対策地域協議会のメンバーになることも有効と考えられる。

## 5. 家庭教育支援チームにおける人材養成

- チームは、保護者と同じ目線で寄り添うことのできる「当事者性」、地域の身近な存在としての「地域性」が求められる。業務によっては、一定の「専門性」を持つことも重要。
- チームが、「専門性」に偏らず、「当事者性」や「地域性」を維持していくためには、チーム員同士が情報や経験を共有し、互いに学び合っていく場を設けることも非常に重要。
- 人材養成については、①地域密着型の人材養成、②グループ型の人材養成、③循環型の人材養成、といった新たな養成システムの検討が必要。

### (1) 家庭教育支援チームに求められる人材

- 家庭教育支援チームは、保護者を対象に家庭教育に関する支援を行うものであり、家庭に近いところで、家庭と地域のつながりの支援等を行うという役割を考えた場合、地域において、日常的に活動し、地域資源を有効に活用できる地域人材から構成されることが重要。実際には、地域の保護者や子育てボランティアのほか、元教員、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、臨床心理士、保健師などの人材で組

織されることが多い。

また、実際には、保護者だけではなく、子供への支援も併せて行われることも多く、大学生等がメンバーになることも有効と思われる。

#### ① チーム員に望まれる人材の資質について

##### <当事者性>

- 現在、家庭教育支援チームは、それぞれの地域の創意工夫で様々な取組がなされており、その資質・知識・ノウハウ等は一律ではないが、一般的には、子育て当事者や子育て経験者など保護者に対して、同じ目線で、寄り添うことのできる、子育て・家庭教育に関する一定の相談対応等ができる知識・経験を持つ人材で構成されることが望ましいと考えられる。

##### <地域性>

- 取組によっては、地域資源を活用したプログラムの企画力、コーディネート力や学校や教育委員会等と家庭・地域をつなぐ調整力を持つ地域人材が求められる。

##### <専門性>

- 例えば、訪問型家庭教育支援を行う場合は、トラブル防止や個別問題への対応、学校や関係機関との連携も重要になってくると考えられ、支援内容によっては、ルール作りとともに、一定の専門性を持つ人材の存在が重要になる場合もあると考えられる。

#### ② チームとして支援を行っていくための工夫

##### <専門性>

- チームとして様々な支援を行っていくに当たっては、地域課題に応じてチーム員の前職や得意分野を生かす工夫が必要であるが、研修等により、各チーム員の知識等の向上を図るほか、専門家との連携により、チーム全体としての支援の幅を広げレベル向上を図ることや、そのためのチームアプローチ力を高めることも重要である。

##### <当事者性・地域性>

- 一方で、チームが、専門性に偏らず、当事者性や地域性を維持していくことも重要であり、そのためには、チーム員同士が情報や経験を共有し、対等な関係で、ディスカッションを行い、互いに学び合っていく場を積極的に設けることは非常に重要と考えられる。

## (2) 人材養成における留意点

### ① 地域密着型の人材養成

- 人材養成のための研修については、各都道府県等でも行われているが、必ずしも個別の地域課題に対応しておらず、また、研修を受けた人材に対する活動の場の提

供が難しく、研修がすぐにチームとしての活動に結びつきにくいとの指摘もある。チームとして実際に活動するためには、実地研修も含め、より地域の課題に対応した実践的な研修等をうけることも重要と考えられる。

- 具体的には、例えば、リーダー的なチーム員が都道府県等で専門的な研修を受け、チーム全体としては、市町村レベルや地域単位で、地域の課題に対応した実践的な研修を行うなどの人材養成システムについても検討する必要があるのではないかと考えられる。

### ②グループ型の人材養成

- チームとして活動するには、個人個人の資質や能力だけでなく、チーム員同士の信頼関係も重要である。このため、チーム員が個人として研修を受けるだけでなく、チーム員全体が、お互い顔を合わせてワークショップ等の体験参加型の研修を受けることも効果的と考えられる。更に研修内容を実際にチームで生かすためにも複数で受講することの意義は大きい。

### ③循環型の人材養成

- 地域人材による家庭教育支援については、支援者が、専門的な知識を持って被支援者を教え導くというよりも、被支援者と同じ目線に立って寄り添うことが重要である。また、持続可能な支援体制を作るためには、新たな地域人材を継続的に発掘・養成する必要がある。このため、被支援者である保護者が支援者側に回るという循環型の人材養成システムについても検討する必要がある。人材養成によってチームメンバーが専門家になっていくわけではなく、当事者性、地域性、専門性を持ったチームが絶えず維持されることが望ましい。

## 6. 家庭教育支援チームの在り方に関する今後の検討課題

- 今後の検討課題として、①保護者の学習プログラムの普及等、②多様な主体が参画するための取組、③訪問型家庭教育支援の手法、④新たな人材養成システム、⑤生活習慣づくりの支援、⑥支援の効果の検証及び普及啓発方策、について検討することが必要。

### (1) 保護者の学習プログラムの普及等

- 保護者の学習プログラムについては、諸外国、各自治体、民間団体等で様々なプログラムが開発され、活用されている。こうした学習プログラムなどについて、客観的な効果が評価できるものについては国で紹介するなどの工夫が必要ではないか。

## (2) 多様な主体が参画するための取組の検討

- 親子参加型プログラムについては、父親を始め、様々な保護者の参加を促すための創意工夫が求められる。また、こうしたプログラムの企画立案・実施に当たっては、地域の保護者だけでなく、企業、若者やシニア世代を含めた多様な人材の力を活用することで、より多様な家庭教育支援が可能となるだけでなく、地域全体の活性化にもつながると考えられるため、こうした取組の事例研究やプログラムの在り方についての検討が必要ではないか。

## (3) 訪問型家庭教育支援の手法の検討

- 訪問型家庭教育支援については、保護者の学習プログラムや親子参加型プログラムに参加できない保護者に対する支援として非常に効果的と考えられるが、問題を抱える保護者とのコミュニケーション、学校など関係機関との連携、トラブル防止などの対応も必要になってくる。より効果的な支援の在り方について、具体的な事例研究、検討が必要ではないか。

特に、ケース会議の手法、重篤なケースの見極め、重篤なケースの場合の関係機関へのつなぎ方、訪問時間や支援期間の設定など被支援者に踏み込みすぎないための基本的な事項などについても、具体的な検討が必要ではないか。

- また、訪問型家庭教育支援は、本来は家庭教育を行う主体者形成のためになされるものである。このような、保護者の主体性の形成に訪問型家庭教育支援が最終的に役割を果たすためには、即応的な取り組みだけではなく、見通しを持った支援活動が求められることになる。このような「寄り添い、いずれは離れていく」支援の全体像について、具体的な検討が必要ではないか。

## (4) 新たな人材養成システムの検討

- 保護者の学びの場である家庭教育学級等では、家庭教育に意欲と関心の高い、地域の保護者同士が、お互い顔を合わせてワークショップ等を行うことも多い。こうしたワークショップ等で共に学んだ保護者同士が、そのまま支援者側として、家庭教育支援チームを結成できるような新たな循環型の人材養成の仕組みについて検討が必要ではないか。

- 人材養成に当たっては、既存の研修システムや大学、NPO 等の外部諸機関との連携を図ることについても検討が必要ではないか。

## (5) 生活習慣づくりの支援についての検討

- 子供の基本的な生活習慣は、家庭教育の基本であり、不適切な生活習慣は子供の問題行動等を引き起こし、子供の自立にも影響する可能性があるが、特に、睡眠習慣に関する知識の普及が遅れていると言われており、保護者や子供に対して、食育と併せ

て、睡眠に関する教育・普及啓発が重要である。家庭教育支援チームの取組として、こうした生活習慣づくりの取組の在り方について検討が必要ではないか。

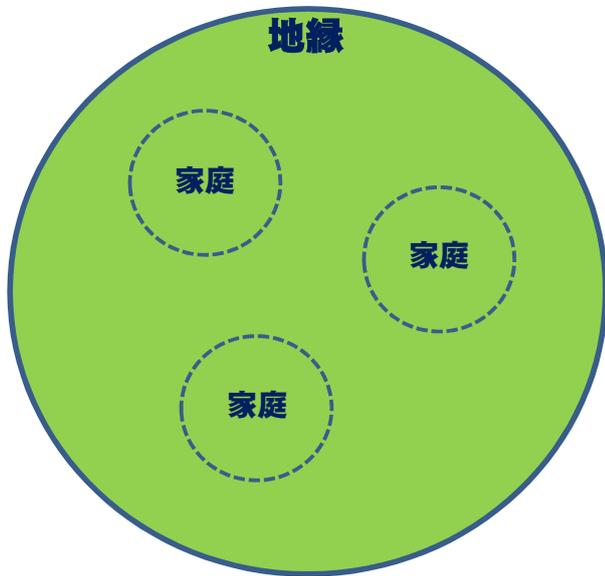
#### (6) 支援の効果の検証及び普及啓発方策の検討

- 家庭教育支援チームによる支援が、保護者、子供、学校等の関係機関、チーム員、地域の関係者等にどのような効果・影響を与えているかを検証するための手法や考え方について検討が必要ではないか。
  
- 各家庭を取り巻く環境に関わらず、全ての家庭において等しく主体的な家庭教育ができる環境整備が重要であることから、家庭教育支援チームの取組を各自治体で推進していくために、チームの取組や効果の更なる普及や周知の方策について検討が必要ではないか。

資料1：家庭教育支援チームの役割のイメージ(家庭と地域のつながり)

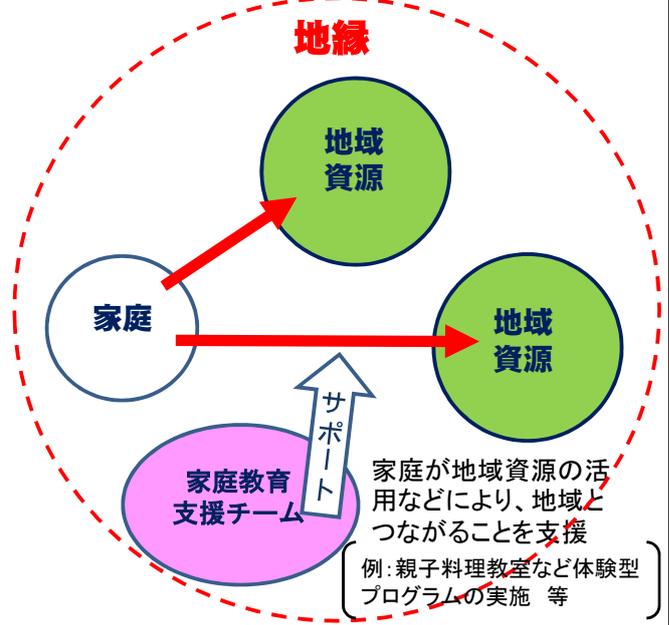
地縁的なつながりが強い場合

地縁的つながりにより、家庭と地域の境界はあいまい。

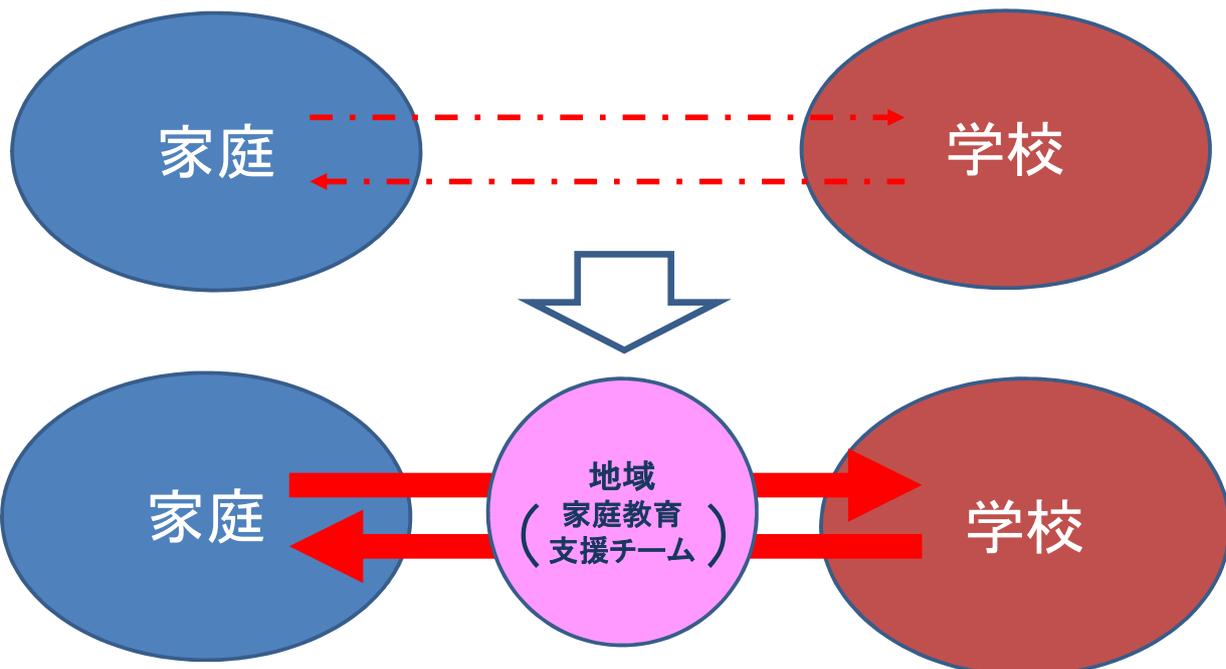


地縁的なつながりが薄い場合

地縁的なつながりが薄いため、地域とつながるには地域資源の活用などにより、家庭から主体的・意識的アプローチが必要。

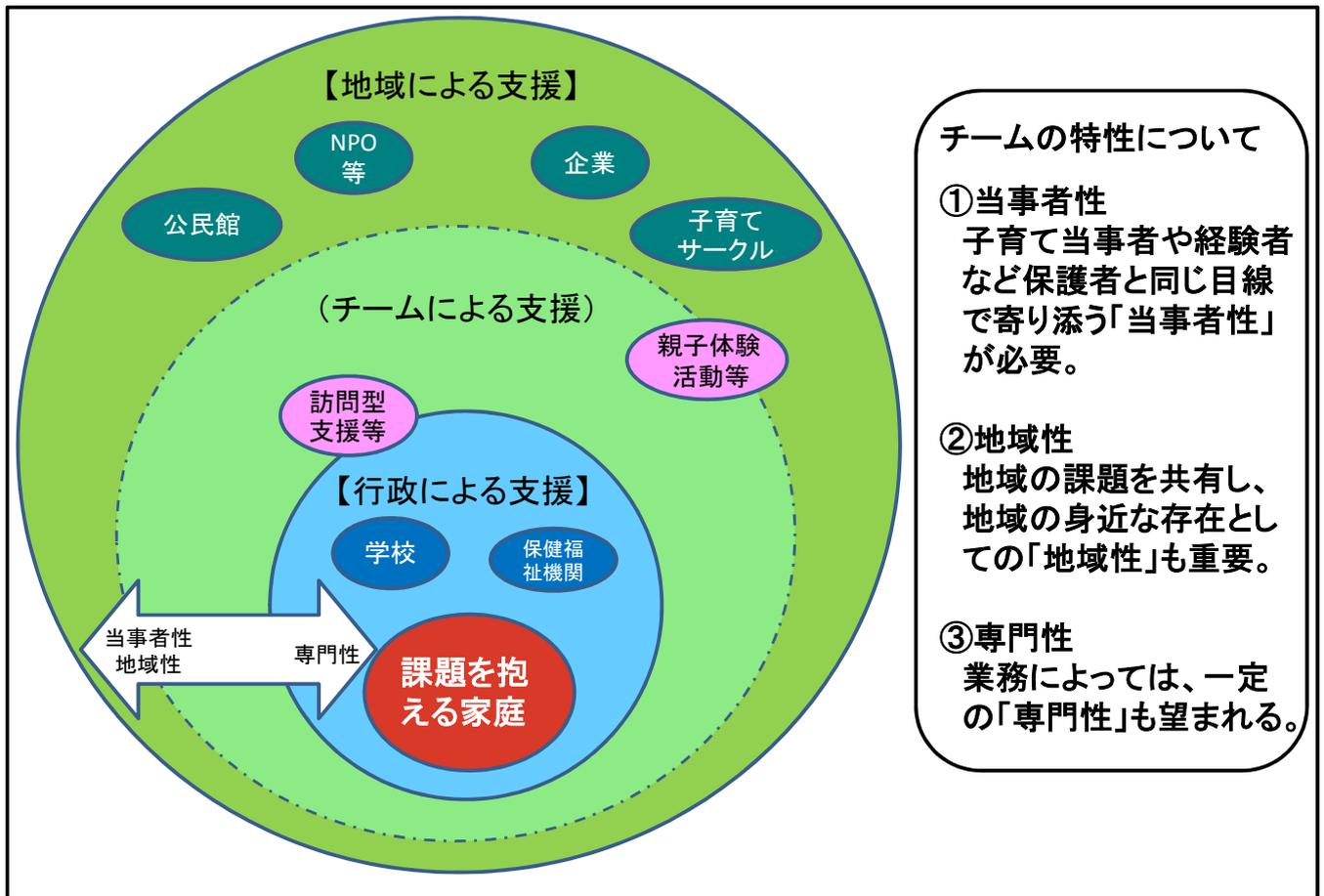


資料2：家庭教育支援チームの役割のイメージ(家庭と学校をつながり)

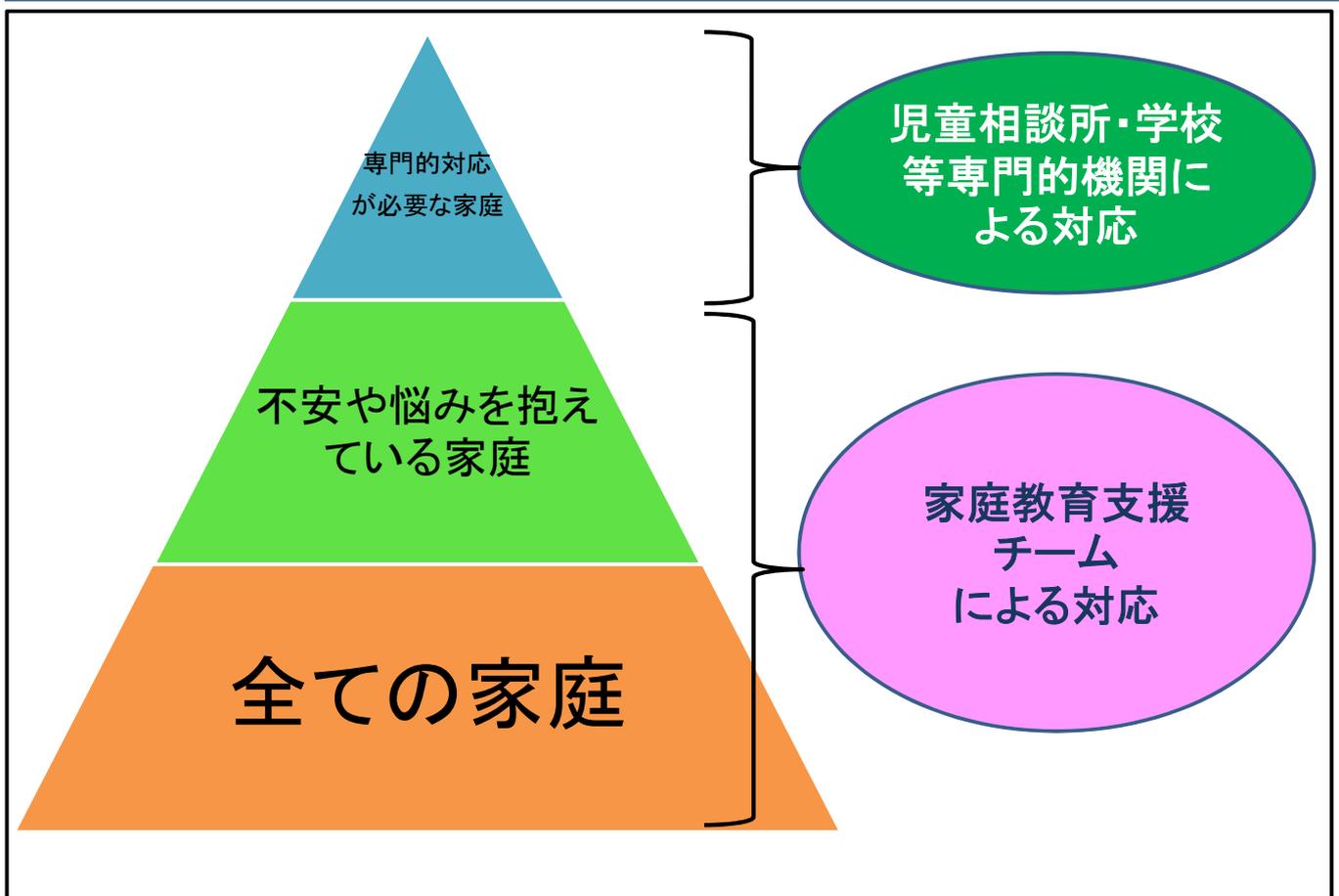


地域の立場から、家庭への訪問型支援等を通じて、家庭と学校をつなぎ、両者が連携して子供の教育を行える体制をつくる。

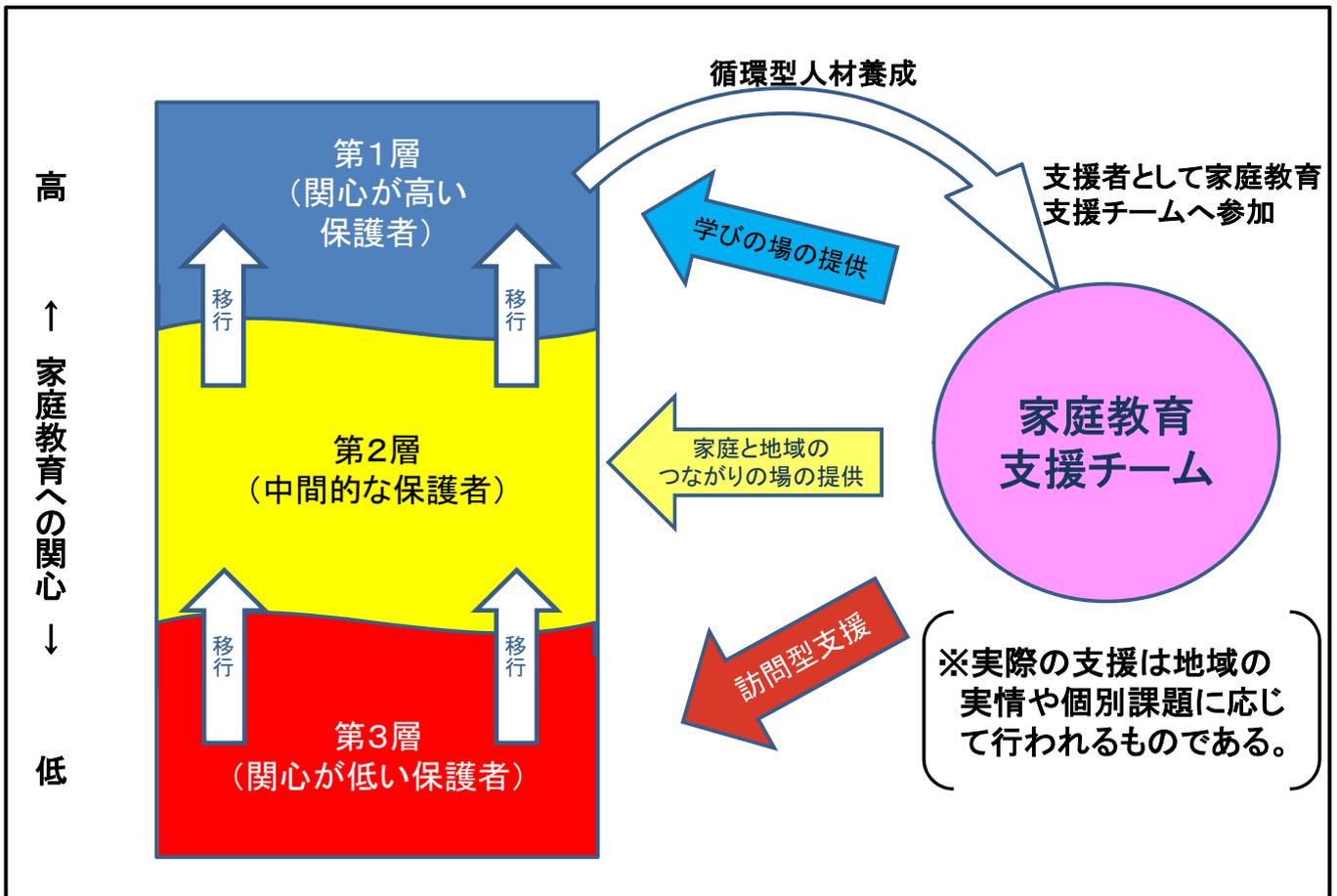
### 資料3:家庭教育支援チームの特性について(地域・家庭・行政との関係)



### 資料4:家庭教育支援チームの主たる支援対象範囲イメージ



## 資料5:家庭教育支援の支援モデル(イメージ)



## 資料6:家庭教育支援チーム員に関係すると考えられる知識・ノウハウ

### (1) 家庭教育支援チームのチーム員に関係すると考えられる知識・ノウハウのイメージ

- 家庭、家庭教育支援に関すること  
家庭を取り巻く課題、家庭教育支援に関すること など
- 子供に関すること  
子供の成長・発達に関すること など
- 保護者の学習機会に関すること  
ワークショップの手法 など
- 地域に関すること  
情報収集・ネットワーク作り(地域情報の収集・活用方法) など
- その他  
生活習慣づくり(食育、睡眠など)に関すること など

### (2) 訪問型支援を行う場合に関係すると考えられる知識・ノウハウのイメージ

- 課題を抱える家庭の現状  
ひきこもり、児童虐待、人権教育、経済格差 など
- 学校における課題・取組  
SSWの取組、学校との連携方策 など
- 社会福祉  
児童家庭福祉、行政における社会福祉の取組 など
- 心理学関係  
臨床心理学、発達心理学、行動療法 など
- 家庭訪問等に関する各種支援手法  
NPOや民間機関の取組手法の紹介(カウンセリング技術など) など
- 実地研修  
既存の訪問活動の随行 など

※実際の研修等は地域の  
実情や業務の内容に応じて  
行われるものである。

# 家庭教育支援チームに関する調査結果

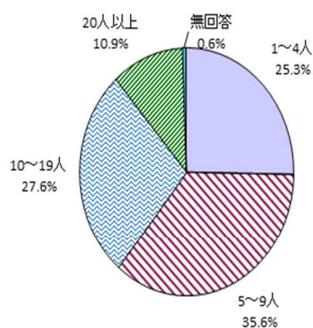
## 「平成24年度地域における家庭教育支援施策に関する調査研究」より

地域における家庭教育支援施策の実態を把握するため、全国の都道府県及び市区町村教育委員会及び家庭教育支援チームへアンケートを実施。(アンケート調査期間 2013年2月21日(木)～3月15日(金))  
有効回収数 1,361件(回収率76.1%)

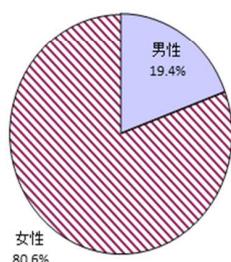
### 1. チームの体制

- 家庭教育支援チームのチーム体制は、20名未満のチームが9割近くを占めている。
- メンバー構成は、女性が8割以上、40代以上で8割以上となっている。

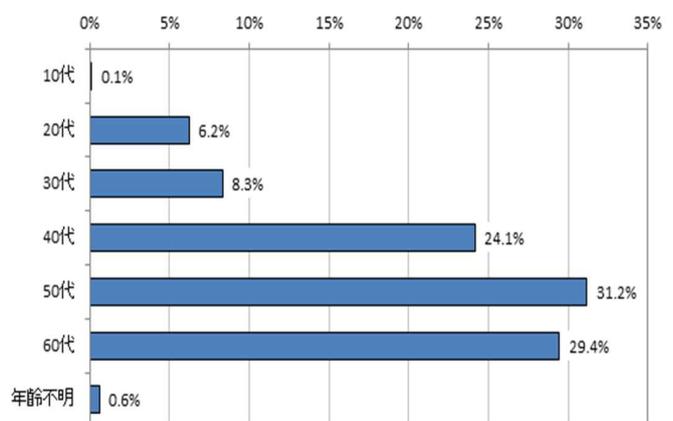
家庭教育支援チームの人員数 (n=174)



家庭教育支援チームの性別内訳 (n=171)



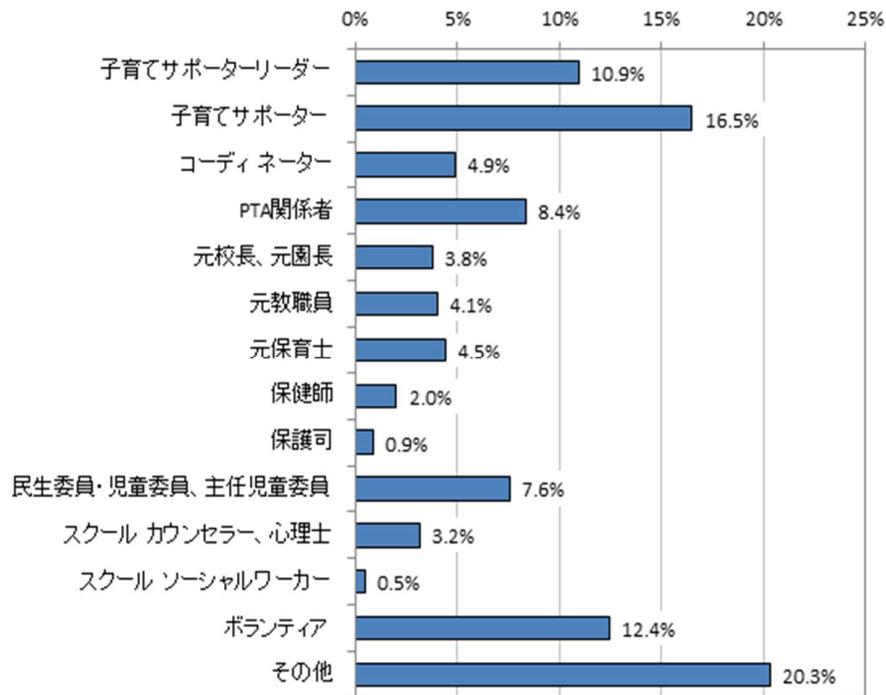
家庭教育支援チームの年齢内訳 (n=168)



## 2. チーム員の属性

■メンバーの構成員は、「子育てサポーター」「ボランティア」「子育てサポーターリーダー」を中心に、多様な属性となっている。

家庭教育支援チームのチーム員の属性 (n=172)

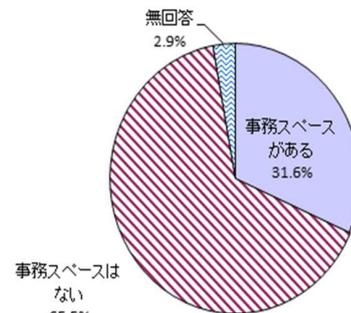
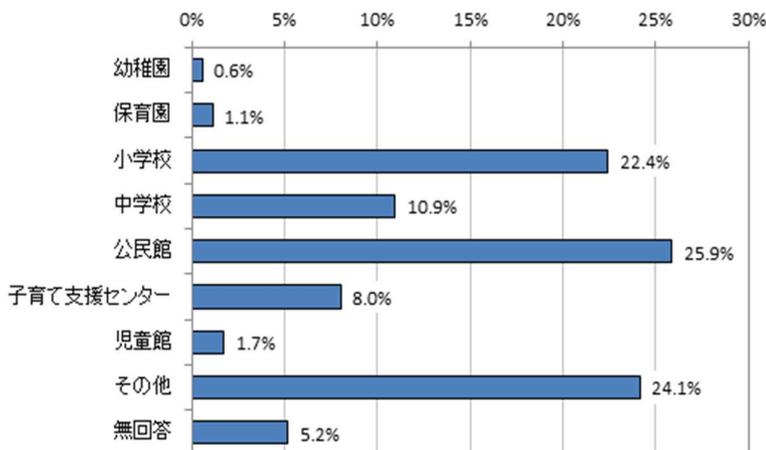


## 3. チームの活動拠点

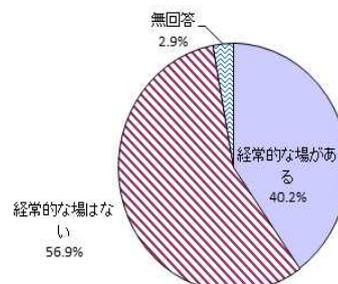
■家庭教育支援チームの活動拠点は「公民館(25.9%)」「小学校(22.4%)」の割合が高い。だが、専用の事務スペースがあるチームは3割程度に留まっている。また、活動拠点に保護者が相談や、気軽に交流できる経常的(週1日以上)な場があるかについても、56.9%が「経常的な場はない」と回答している。

活動拠点における専用事務スペースの有無 (n=174)

家庭教育支援チームの活動拠点 (n=174)



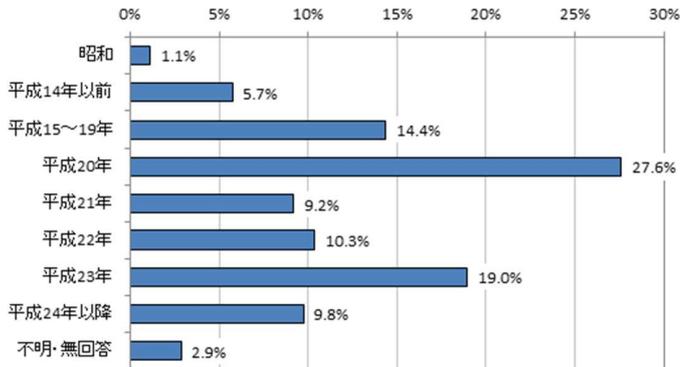
交流等の経常的(週1以上)な場の有無 (n=174)



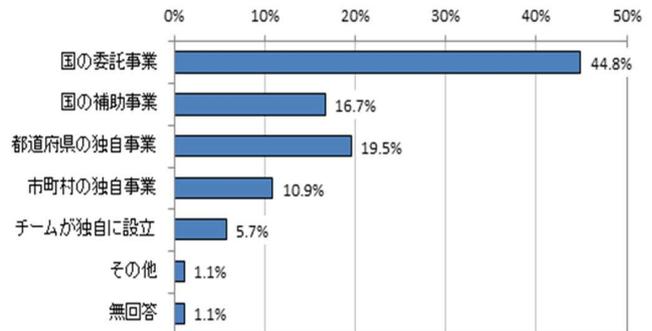
## 4. 設立経緯

■家庭教育支援チームの設立年度は、8割近くが「平成20年度以降」である。家庭教育支援チームの設立のきっかけは、「国の委託事業(44.8%)」の割合が高く、家庭教育支援チームの設立の経緯についても「行政関係者が中心となって設立した」7割弱となっており、家庭教育支援チームの多くは行政主導で開始されていることがわかる。

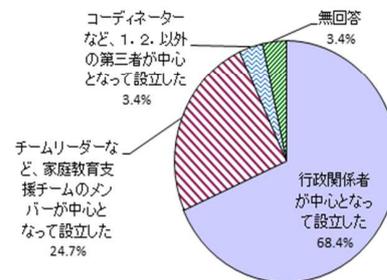
家庭教育支援チームの設立年度(n=174)



家庭教育支援チームの設立のきっかけ(n=174)



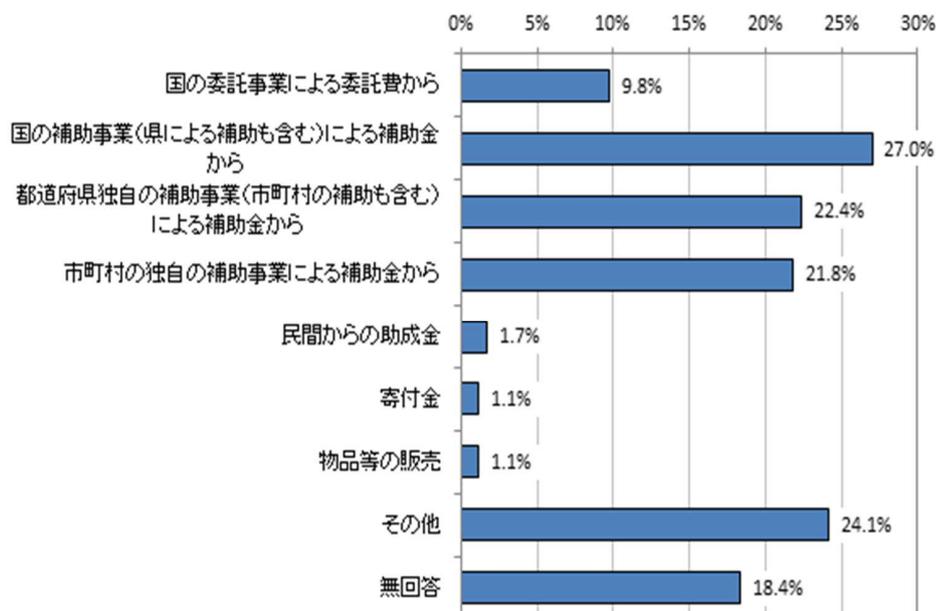
家庭教育支援チームの設立の経緯(n=174)



## 5. 財源

■家庭教育支援チームの財源についてみると、財源は、「国の補助事業(県による補助も含む)による補助金から」が27.0%と最も割合が高く、次いで「都道府県独自の補助事業(市町村の補助も含む)による補助金から」が22.4%となっている。家庭教育支援チームの設立のきっかけは、国の委託事業・補助事業であったが、現在の財源は都道府県や市町村の独自の補助事業となっているチームも多いことがわかる。

家庭教育支援チームの財源(複数回答:n=174)



## 家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会設置要綱

平成25年9月19日

生涯学習政策局長決定

## 1 趣旨

都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭の孤立化等が指摘されるなど、社会全体による家庭教育支援の必要性が高まっている。こうした状況を踏まえ、文部科学省では、平成20年度より、すべての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」を核として、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、学習機会の確保が難しい保護者への支援手法の開発を行ってきたところである。

現在、家庭教育支援チームについては、多くの地域で組織化され、家庭教育支援に関する活動を行っているが、今後、家庭教育支援チームによる支援をさらに普及し、より効果的な取り組みを促進するため、今後、文部科学省に検討会を立ち上げ、現在活動している家庭教育支援チームの現状を把握・分析し、家庭教育支援チームの組織化、効果的な取り組みを行うための知見・ノウハウについて検討することとする。

## 2 検討内容

- (1) 家庭教育支援チームをめぐる社会の動向や課題の整理
- (2) 家庭教育支援チームの組織化及び活動の在り方に関する検討
- (3) その他、家庭教育支援の推進のために検討することが必要な事項

## 3 実施方法

検討委員会における委員は各分野の専門家等で構成し、2に掲げる事項について検討を行う。なお、必要に応じて、委員以外の者の協力を得ることができる。

## 4 実施期間

平成25年9月25日から平成26年3月31日までとする。

## 5 その他

- (1) 委員会の庶務は、生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に際し必要な事項がある場合には別に定める。

## 家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会 委員一覧

- 相川良子 NPO法人ピアサポートネットしぶや理事長
- 川口厚之 湯浅町教育委員会副次長・指導主事
- 菊池まり 千葉市家庭教育支援チーム「こもんず」代表
- 西郷泰之 大正大学人間学部人間環境学科教授
- 鈴木みゆき 和洋女子大学人文学群心理・社会学類人間発達学専修  
こども発達支援コース教授
- 松浦善満 和歌山大学教育学部附属教育実践総合センター教授
- 松田恵示 東京学芸大学芸術・スポーツ科学系教授・学長補佐
- 水野達朗 一般社団法人家庭教育支援センターペアレンツキャンプ  
代表理事
- 向井説行 泉大津市教育委員会事務局教育部指導課長
- 山野則子 大阪府立大学人間社会学部・人間社会学研究科教授

(五十音順)

「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」  
における審議の経過について

- 第1回 平成25年9月25日（水）  
審議内容：家庭教育支援チームの現状と課題について
  
- 第2回 平成25年12月2日（月）  
審議内容：家庭教育支援チームの役割・課題について  
菊池委員、川口委員、向井委員による事例発表
  
- 第3回 平成26年1月29日（水）  
審議内容：家庭教育支援チームの在り方について  
西郷委員、松田委員、山野委員による事例発表
  
- 第4回 平成26年3月17日（月）  
審議内容：審議の整理（案）の審議